

表紙は「山口智子」さん

家の光

# 12月号の特別販売!

1,027円(税込)



12月号には暮らしに役立つ、2つの付録付き!

## 期待の特集

- 特集① 栄養を捨てる食べ方 捨てない食べ方
- 特集② 脱マンネリ! 半日で作れる! 新感覚の8品おせち
- 特集③ 楽しく始めるフードドライブ ~もったいないをありがとうに変える~

第①別冊付録

2020 家の光家計簿 日記付き

第②別冊付録

2020 未来にのこす わたしノート

~ 12月号から、さらにパワーアップ! ~

- ①より見やすく! 文字をもう一丁大きく!
- ②企画を一部リニューアル!
- ③ホームグラウンド通信(地域情報版)のカラー化と、「ふれあいJA広場」ウェブ版を開設

スマホをかざし、動画で見れる「家の光AR」もオススメです。



本誌・目次をチェック

お申込は最寄りのグリーンセンターまで

## 不動産取得税の徴収猶予制度について

(農地等の生前一括贈与による徴収猶予制度)

不動産取得税は、土地や家屋を、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、建築(新築・増築・改築)などにより取得したときに、その取得者に一度だけ課税される県の税金です。不動産の取得後、ある程度の期間において納税通知書が送付されますので、指定された納期限までに納付する必要がありますが、農地等を生前一括贈与で取得した場合は、納期限までに地域県民局に徴収猶予の申請を行うことで不動産取得税の納付が猶予されます。

- 申請には**戸籍謄本**、農地法第3条の許可書の写し、農業委員会が交付する「不動産取得税の徴収猶予適格者証明書」などの書類が必要です。
- 農地等の生前一括贈与で徴収猶予を受けた場合は、3年ごとに徴収猶予継続届出書の提出が必要です。
- 贈与者又は受贈者が死亡した場合には、届出により猶予された納税義務が免除されます。

詳しくは、中南地域県民局県税部までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

中南地域県民局県税部課税第二課  
電話 32-1131 (内線227)

# JAネットローン

スマートフォンのカメラで  
写すだけ!

JAネットローンHP  
からのお申込みで  
金利引き下げ中!



スマートフォンからでも  
パソコンからでも  
**24時間・365日**  
仮申込OK!



JAネットローン <https://ja-netloan.jp/>

11月号の  
答え

◎今月のテーマ「2019年私のニュース」や本誌に関する感想、日頃感じていることなどを、自由にお書きください。

津軽みらい農業協同組合

■発行 〒036-0103 青森県平川市本町北柳田23番地8  
TEL 0172-44-6081 FAX 0172-44-8768  
ホームページ <http://www.ja-tsugaru-mirai.or.jp>  
Eメール [kouhou@ja-tsugaru-mirai.or.jp](mailto:kouhou@ja-tsugaru-mirai.or.jp)  
■印刷 株式会社 津軽新報社

